

## 三次元モデルデータ使用許諾契約書

「アジア航測株式会社」（以下、「甲」という）と「データ利用者」（以下、「乙」という）は、甲が作成し権利を有するデータベース（以下、「本データ製品」という）の使用許諾に関して、以下のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

### 第1条（定義）

1. 本契約における「本データ製品」とは別紙に示すデータ及びこれに関連するメタデータ、その他甲が指定する資料をいう。

### 第2条（許諾内容）

1. 甲は乙に対し、本データ製品を、本契約の期間中のみ以下に定める使用目的及び利用条件の範囲内で、譲渡不能かつ非独占的な使用権および本データ製品の複製及びフォーマット変換を許諾する。
  - ①乙は、本データ製品を、同一事業所内・同一目的等のユーザ数無制限の端末またはワークステーションにおいてのみ使用することができる。インターネット等外部公開については、画面キャプチャ画像データ、もしくは動画ファイルの配信のみとし、オリジナルが相手方に取り込まれない事を条件とする。また公開時には甲を表記するものとする。
  - ②バックアップ用途に限り、1つまでバックアップコピーを作成することができる。
  - ③禁止事項は下記のとおりとする。
    - ・上記②で認められる場合を除く本データ製品の複製。
    - ・上記①②で認められる乙の権利を、第三者に対して再使用許諾、リース、レンタルすること。また本データ製品を貸与すること。
    - ・本データ製品を利用して別の商品を開発し、且つ第三者へ販売すること。ただし、乙が本データ製品を利用して開発した商品販売することを希望する場合は、別途甲と事前に書面により契約を締結するものとする。

### 第3条（乙の遵守事項）

1. 乙は、前条に掲げる目的以外で、本データ製品を利用しないものとする。
2. 乙は、有償・無償を問わず、本データ製品を第三者に使用させ、または譲渡・担保設定をしてはならないものとする。
3. 乙が、本データ製品を前2項に掲げる以外に利用する必要がある場合は、甲による事前の書面による承認を得るものとする。

### 第4条（対価）

1. 乙は、本データ製品利用の対価（以下「利用料金」という）として、甲が別途定める利用料金を、甲が指定する方法により支払うものとする。

### 第5条（知的財産権等）

1. 本データ製品の著作権等の知的財産権は、全て甲に留保されるものとする。
2. 甲は乙に対し、本契約に基づく乙による本データ製品の利用が第三者の著作権、商標権、特許権（特許を受ける権利を含む。）、プライバシー権その他一切の権利及び利益を侵害していないことを表明し保証する。万一、かかる表明保証違反に起因し又は関連して乙に損害が生じた場合、甲は乙に対して当該損害を補償するものとする。

### 第6条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に基づく債務を履行しないことまたは前条のいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、甲乙協議の上、第4条に従って乙が甲に支払った直近1年間の年間使用許諾料を上限として、損害賠償責任を負うものとする。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害または逸失利益については損害賠償責任を負わないものとする。

#### 第7条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なくして、本契約及び本契約に関連して発生する一切の権利・義務及び本契約上の地位を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または承継させてはならないものとする。

#### 第8条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら、自己の役員、実質的に経営権を有する者、主要な株主等が以下の各事項のいずれにも該当しないことを表明かつ保証する。
  - ①反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力 団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準じる者をいう。以下同じ）であることが認められること
  - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること  
自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ③反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること
  - ④反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ⑤自ら又は第三者を利用し、相手方又は相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたこと
2. 甲又は乙が前項のいずれかに違反した場合、相手方は、直ちに何等の通知・催告なくして本契約の全部又は一部を解除できるとともに、これにより被った損害を請求することができる。

#### 第9条（守秘義務）

1. いずれの当事者も、相手方の書面による事前の同意がない限り、本契約の内容、本契約に基づき開示された情報（媒体を問わず、バックアップされたものを含む。）、その他本契約に関して知った相手方の技術上、営業上、業務上、その他一切の情報（以下「本件情報」という）を、本契約の目的以外に使用してはならない。
2. いずれの当事者も、本件情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、第三者に開示・漏えいしないものとする。ただし、甲サービスの販売促進のために本件情報を第三者に開示又は提供する場合及び甲サービスに基づいて甲がユーザーに提供する場合についてはこの限りでない。
3. 本条の定めは本契約終了後も1年間有効とする。

#### 第10条（免責）

1. 甲は、本データ製品の正確性、完全性及び有用性を保証しない。本データ製品の品質については、別紙例にあるような歪や欠損がある可能性がある。
2. 本契約において別途定める場合を除き、本データ製品の利用に関して乙に生じた損害について、甲はいかなる責任も負わないものとする。ただし、当該損害が甲の故意又は重過失に基づき生じた場合はこの限りではない。

#### 第11条（輸出管理関係法令の遵守）

1. 甲は、本データ製品を使用して設計、開発もしくは製作した製品及び技術・技術情報を外国へ輸出、販売又は移転等する場合は、「外国為替及び外国貿易法」及び国内輸出管理関連法令及び輸出先の輸出管理に関する法令・規則を遵守し、それらに定めるところに従い必要な手続をとるものとする。

#### 第12条（契約期間および解除）

1. 本契約は、乙が本データ製品の使用を中止して本データ製品を廃棄もしくは甲に返還するか、または本契約が解除されない限り効力を有するものとする。
2. 甲は、乙が本契約の何れかの条項に違反し、かつその是正要請を書面で通知した後15日以内に改善がみられない場合には、本契約を解除することができるものとする。

#### 第13条（契約終了後の措置等）

1. 本契約が解除または乙の使用中止によって終了したときは、乙は直ちにコンピュータ上にインストールされた本データ製品を削除・消去し、且つ本データ製品媒体、複製物（記録媒体の如何を問わない）を廃棄してその旨を証明する書面をもって甲に通知するか、またはこれらを甲に返還するものとする。

第14条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

第15条（疑義の解釈）

本契約に定めのない事項又は本契約条項の解釈について疑義が生じたときは、各当事者協議の上、誠意をもってその解決に当たるものとする。